（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第十条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条のうち住民基本台帳法別表第四の一の九の項の改正規定中「別表第四の一の十の項」を「別表第四の一の十の項」に改める。

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十一条　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一中九十九の項を百三十二の項とし、九十八の項を百三十の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「九十九の項」を「百一の項を百三十四の項とし、百の項を百三十三の項とし、九十九の項」に改め、同法別表第二の改正規定を次のように改める。

別表第二中百二十一の項を百五十七の項とし、百二十の項を百五十五の項とし、同項の次に次のように加える。

百五十六　文部科学大臣又は厚生労働大臣	公認心理師法による公認心理師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中百十九の項を百五十四の項とし、百十六の項から百十八の項までを三十五項ずつ繰り下げ、百十五の二の項を百五十の項とし、百十五の項を百四十九の項とし、百三の項から百十四の項までを三十四項ずつ繰り下げ、百二の二の項を百三十六の項とし、百二の項を百三十五の項とし、九十六の項から百一の項までを三十三項ずつ繰り下げ、九十五の項を百二十六の項とし、同項の次に次のように加える。

百二十七　厚生労働大臣	精神保健福祉士法による精神保健福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百二十八　厚生労働大臣	言語聴覚士法による言語聴覚士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百二十五　都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の九十四の項を同表の百二十四の項とし、同項の次に次のように加える。

別表第二中九十三の項を百二十三の項とし、八十九の項から九十二の項までを三十項ずつ繰り下げ、八十八の二の項を百十八の項とし、八十八の項を百十七の項とし、八十七の項を百十六の項とし、八十六の項を百十五の項とし、八十五の二の項を百十四の項とし、八十五の項を百九の項とし、同項の次に次のように加える。

百十　厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百十一　厚生労働大臣	臨床工学技士法による臨床工学技士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百十二　厚生労働大臣	義肢装具士法による義肢装具士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
百十三　厚生労働大臣	救急救命士法による救急救命士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中八十四の項を百八の項とし、七十九の項から八十三の項までを二十四項ずつ繰り下げ、七十八の二の項を百二の項とし、七十八の項を百一の項とし、七十四の項から七十七の項までを二十三項ずつ繰り下げ、七十三の項を九十三の項とし、同項の次に次のように加える。

九十四　全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
九十五　厚生労働大臣	柔道整復師法による柔道整復師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの
九十六　厚生労働大臣	視能訓練士法による視能訓練士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中七十二の二の項を九十二の項とし、七十二の項を九十一の項とし、七十一の項を九十の項とし、七十の項を八十九の項とし、六十九の二の項を八十八の項とし、六十九の項を八十六の項とし、同項の次に次のように加える。

八十七　厚生労働大臣	理学療法士及び作業療法士法による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二中六十八の項を八十五の項とし、五十八の項から六十七の項までを十七項ずつ繰り下げ、五十七の二の項を七十四の項とし、五十七の項を七十三の項とし、五十六の二の項を七十二の項とし、五十六の項を七十の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一　厚生労働大臣	薬剤師法による薬剤師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの